

全建事発第 125 号
令和 2 年 2 月 26 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

小規模建築・マンション修繕・リフォーム約款の改正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行される「民法の一部を改正する法律」の内容、令和 2 年 10 月 1 日から施行される改正建設業法における適正工期の設定などの法改正等に伴う改正を行ったことから、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会から本会に対して別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

小規模建築・マンション修繕・リフォーム約款の改正について（お知らせ）

以上

<p>【担当】 事業部 平井 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp</p>
--